

高橋・只木ゼミ前期第2問検察側反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁23行目「狙っていた具体的な客体」とあるが、これはもともと行為者が狙っていた客体と解していいか。
2. 弁護レジュメ1頁32行目の「故意」について、故意の本質を弁護側は何と考えるか。
3. 具体的符合説について、方法の錯誤の場合、構成要件の故意を否定という理解でよいか。
- 10 4. 弁護レジュメ2頁14～15行目に「一個の故意しかない場合には、故意犯は一個しか成立しない。」とあるが、弁護側は、方法の錯誤の場合に、一個の故意犯をどの客体に認めるかの基準についてどう考えているのか。
5. 弁護側は、弁護レジュメの学説の検討において、「具体的な反規範的意思活動は、具体的な客体に向けられるべき」と解しているが、無差別殺人のような客体を具体的に選別しない場合の殺人罪の適用についてはどう考えるのか。

15

以上